

該当箇所	変更前（R4.5.17 第1回会議資料）	変更後	理由
第1条	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって</u> <u>市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>戦災により本市の貴重な公文書等が焼失した経緯を踏まえ、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等を後世に継承することの重要性及び自由民権運動発祥の地である本市において、これらの公文書等が、市民の知る権利を保障し、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって</u><u>職員の資料尊重の意識を醸成し、市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回と第2回会議での議論を踏まえた内容に変更</li> </ul>
新たに規定		<p><u>（公文書の管理に関する原則）</u></p> <p>第4条 実施機関の職員は、この条例の目的を十分に認識し、公文書の作成、整理、保存等を適切に行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書管理に対する職員の姿勢について新たに規定</li> </ul>
第12条第1項 →第13条第1項	<p>（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）</p> <p>第12条 市長は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>(1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p>	<p>（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）</p> <p>第13条 市長は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p> <p>(1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4条を新たに規定したことによる条ずれ</li> <li>・特定歴史公文書等の利用制限事由について整理</li> <li>・エは、高知市行政情報公開条例第9条第6号のうち、監査等の事務に限定</li> </ul>

該当箇所	変更前	変更後	変更理由
	<p>ア 情報公開条例第9条第1号、第3号、<u>第4号、第6号又は第8号</u>に掲げる情報</p> <p>イ 情報公開条例第9条第2号に掲げる情報</p> <p>ウ <u>公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>ア 情報公開条例第9条第1号、第3号、<u>第7号又は第8号</u>に掲げる情報</p> <p>イ 情報公開条例第9条第2号に掲げる情報</p> <p>ウ <u>情報公開条例第9条第4号</u>に掲げる情報</p> <p>エ <u>市の機関又は国、独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う取締り、調査、検査及び監査等の事務又は事業（以下この号において「事務等」という。）に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは将来同種の事務等の実施の目的が達成できなくなると認めるに足りる合理的な理由があるもの又はこれらの事務等の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認めるに足りる合理的な理由があるもの</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>して規定</p>